

学校いじめ防止基本方針

令和 7 年 4 月改訂

福島県立会津支援学校

福島県立会津支援学校（以下「本校」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）、いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣策定以下「国の基本方針」という。）にのっとり、いじめが、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであると認識し、本校児童生徒の尊厳を保持するため、学校におけるいじめの防止等のための対策に関し、「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

1 基本理念

- （1）いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることに鑑み、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に処理する。
- （2）いじめは、児童生徒の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害になり得る行為を含むものであり、決して行ってはいけないものであることをすべての児童生徒に認識させるとともに、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- （3）いじめ防止対策は、いじめを受けた児童生徒の生命、心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

2 基本方針

- （1）いじめの防止等の対策のための組織

（いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、次の組織を設ける。）

① 名称

「いじめ対策委員会」

② 構成員

校長（委員長）、副校長、教頭（副委員長・外部関係機関担当）、各学部教務主任、特別支援教育コーディネーター（相談主担当）、養護教諭、生徒指導主事、生徒指導部（調査・事務主担当）、生徒指導部生活指導係（各学部1名）

なお、必要に応じて他の関係する教職員等を加えるなど柔軟に組織する。

③ 組織の役割

- ・学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・評価・改善を行う役割
- ・いじめの相談・通報の窓口としての役割
- ・いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有、分析を行う役割
- ・いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係する児童生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者等との連携といった対応を組織的に実施する役割

④ 評価と改善

- ・いじめ防止の取組について学校評価項目に位置づけて評価を行う。評価者は、通常の学級に在籍する生徒、職員、保護者等、学校評議員とする。
- ・学校基本方針の見直しや取り組みの検討、いじめ対処のケース検討、必要に応じた計画の見直しなどを必要に応じて行うとともに、年度末に評価の結果を踏まえ次年度の改善案を検討する。

- （2）いじめ未然防止の取り組み

- ① いじめはどの児童生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめの未然防止に取り組む。
- ② 未然防止を図るためには、児童生徒に、心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付けさせることが大切である。規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや

集団づくりに取り組む。

- ③ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- ④ 指導では、児童生徒がいじめの問題を主体的に捉えることができる取組を実践し、いじめが重大な人権侵害に当たり、刑事罰の対象となり得ることを理解させる。
- ⑤ 教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方や言動に細心の注意を払う。

（３）いじめの早期発見のための取り組み

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの早期発見に努める。
- ② 日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- ③ 児童生徒からの相談に対しては、速やかに情報共有を行い、必ず教職員等が迅速に対応することを徹底する。

（４）いじめの定義

いじめ防止対策推進法 第２条

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（５）いじめの判断

いじめに当たる行為か、否かは、当該児童生徒に対して、同じく在籍する当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行った行為が、いじめ防止対策推進法第１条、第２条に鑑み、以下の a から d の行為に該当するかどうかを総合的に勘案して判断する。

- a 当該児童生徒が心身の苦痛を感じているもの（第２条）
- b 当該児童生徒の教育を受ける権利が著しく侵害されている行為（第１条）
- c 当該児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える行為（第１条）
- d 当該児童生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある行為（第１条）

上記 a から d への該当に関しては、次の５点を踏まえて判断する。

- ① 当該児童生徒の立場に立つ。
- ② 当該児童生徒本人が、いじめられたことを否定する場合もあるため、a「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈することがないようにする。
- ③ 特定の教職員で判断することなく、「いじめ防止対策委員会」において調査した内容において協議し、総合的に判断をする。
- ④ けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる利害性に着目し判断する。
- ⑤ インターネット上で悪口を書かれるなど、行為の対象となる児童生徒本人が、心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、法の趣旨を踏まえた適切な対応を行う。

(6) いじめ対応の流れ

1. 察知	・学級担任等は「もしかしたら、嫌な思いをしているのではないか。」という教師としての感覚を働かせて、いじめの端緒をつかみます。
2. 発見 発覚	・本人や保護者からの訴え、友人からの情報提供、地域・関係機関等からの情報提供、インターネット巡視（ネットパトロール）、教育相談、アンケート調査、連絡帳や日記等の記述等によっていじめを見つけ出します。 ・特に本人や保護者から訴えがあった場合は、すでに重大化していることが予想されますので、速やかな対応が求められます。 ・発見・発覚した、いじめの疑いのあるトラブルやいじめにつながりそうな出来事は、学年会等で相談するとともに、速やかに「いじめ対策委員会」の生徒指導担当者に報告します。（いじめに対する措置：いじめ防止対策推進法（以下「法」）第23条2項）
3. 聞き取り （被害者）	・学年等から報告をうけた生徒指導担当者は、委員長（校長）に報告をし、委員長（校長）は聞き取りを行う職員を指名します。（児童生徒が安心して話せる環境を整え、学級担任を中心とした児童生徒にとって話しやすい教職員が聞き取りを行う。状況に応じ、養護教諭や教育相談担当等学級担任以外の教職員が聞き取ったりすることが必要な場合もある。） ・いじめの端緒をつかんだら、気になる児童生徒から「嫌な思いをしていないか。」「困っていることはないか。」について聞き取ります。その際、児童生徒が「大丈夫。」「特にない。」等と言った場合も注意して見守っていくことが大切です。 ・具体的に苦痛に感じていることは何か、どのようになることを望んでいるのか、本人の希望等を聞き取ります。 ・本校の「いじめ調査報告書」を使用し、聞き取りを実施します。 ・聞き取りを行った職員は学年及び「いじめ対策委員会」担当者に報告します。（学校及び教職員の責務：法第8条）
↑この項目まで訴えや発見のあった当日までに対応することを原則とする。	
4. 相談・報告	・聞き取りを行った職員から報告を受けた担当者は、委員長（校長）へ状況報告をします。 ・委員長（校長）は必要に応じて「臨時いじめ対策委員会」の開催を指示します。
5. 認知	●法第2条の定義に当てはまるものは全て認知します。 ●いじめられた児童生徒が「心身の苦痛を感じたか」が認知の判断基準になります。 ・いじめ対策委員会において、認知した事案を3つの段階に仮仕分けし、今後の対応を含めた仮判断、仮仕分けの結果を対応案として委員長（校長）に具申します。 1段階事案：児童生徒が心身の苦痛を感じるがあったが、学級・学年組織等で対応できる事案 2段階事案：児童生徒や保護者等からの訴えや、あるいは1段階の事案等が繰り返されている等、学部組織の対応が必要な事案 3段階事案：重大事態が疑われ、早急な学校の組織対応が必要な事案
6. 対応方針 の決定	・いじめられた児童生徒の希望を尊重しつつ、学校いじめ防止基本方針に基づいた対応方針をもとに委員会で協議し、委員長（校長）が決定します。 ・迅速な対応が必要で臨時いじめ対策委員会が開催できない場合には、「学年会」や「学部会」で検討した対応案を副委員長（担当教頭）が具申し、委員長（校長）の決裁を得て実施します。

7. 保護者への 連絡 (被害者)	・いじめられた児童生徒から聞き取った内容を保護者に報告します。 ・学校としての対応方針を伝えます。 ・調査や対応について、保護者の意向を確認します。
-------------------------	--

8. 聞き取り (加害者)	・児童生徒の実態を知っている教職員を中心に聞き取りを実施します。(聞き取りを実施する場合においては、聞き取りに徹し指導は行わない。また、いじめ対策委員 1 名も同席し複数名で行う。) ・本校の「いじめ調査報告書」を使用し、聞き取りを実施します。 ・児童生徒に寄り添う姿勢を示しながら聞き取ります。 ・児童生徒が複数いる場合は、個別・同時期に行います。
------------------	--

9. 安全確保	・いじめられた児童生徒の希望を確認して、教室等での安心・安全の確保に努めます(教室の座席配置の変更、作業班での班編成の変更、個別対応等も含む)。
---------	--

10. 保護者への 連絡 (加害者)	・調査結果を報告し、指導方針を伝えます。 ・いじめた児童生徒がいじめを認めていない場合も将来に向かって指導することを伝えます。
--------------------------	--

↑この項目まで7日以内に対応するのを原則とする。

11. 指導 (加害)	・できるだけ複数の教職員で指導し、必要に応じて保護者の同席を求めます。 ・いじめを確実にやめさせます。このとき必要に応じて、学校の対応方針を伝えます。 ・反省を促し、自分の行為の責任を自覚させます。 ・いじめを認めず、いじめがあったことを認定できない場合も将来に向かって指導します。 ・謝罪の会については、いじめた児童生徒が自発的に希望し、いじめられた児童生徒・保護者も希望しており、謝罪の場を設けることが関係修復の手法として適切と思われる場合に実施します。
----------------	---

※儀式的な「謝罪の会」が報復や、より陰湿ないじめにつながる恐れがあることに留意して進めること。

12. 保護者への 連絡 (双方)	・指導内容や今後の対応について、いじめた児童生徒、いじめられた児童生徒双方の保護者に連絡します。 ・謝罪の場を設定するときには、双方の保護者が同意していることを確認します。
-------------------------	---

13. 防止措置 の検討と実施	・いじめ対策委員会を開催し、いじめ防止体制の見直しや、いじめ未然防止教育の推進について具体策を協議し、全教職員がその認識を共有できるよう設定し、共通理解に向けて徹底を図ります。
--------------------	--

14. 経過観察	・組織的な見守りの体制を整え、3か月以上の経過観察を継続し、いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒双方に計画的に言葉かけや面談を実施します。
----------	--

(7) いじめに対する措置

- ① 各学部において、いじめの通報を受けたとき、あるいはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の調査（「(6) いじめ対応の流れ」を参照）を行い、その結果について委員長（校長）及びいじめ対策委員会に報告書を提出する。また、報告書は、本校の「いじめ調査報告書」を使用し、児童生徒個々が「いじめた」「いじめられた」の感じ方（嫌なこと・恥ずかしいこと等）に差があることを考慮して、児童生徒の特性も含めて客観的かつ具体的に記載する。
- ② いじめ対策委員会は、行為自体は「いじめ」に該当しても、障がいの特性からくる（他害、自傷行為等）行為も考慮に入れて、専門的な知識を有する者の協力を得つつ、慎重かつ厳正に判断する。
- ③ 事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ及びその再発を防止するため、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言及び心のケアを継続的に行う。
- ④ いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせ、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。
- ⑤ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所管警察署と連携してこれに対処するものとし、いじめを受けた児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。
- ⑥ ネット上の不適切な書き込み等があった場合、いじめ対策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
また、書き込みの削除や書き込んだものへの対応については、必要に応じて法務局人権擁護部や所管警察署等、外部機関と連携して対応する。

(8) いじめに対する共通理解

いじめに対しては、以下の6点を全ての教職員が共通の認識としてもち、組織的に対応する。

- (1) いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こりうるものであること
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験するものであること
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返したり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるものであること
- (4) 学校や学級等の所属集団の構造上の問題（無秩序性や閉塞性等）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要であること
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害の発生が危惧される警察に通報することが必要なものが含まれる
これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要であること
- (6) 特に配慮が必要な以下の児童生徒に対しては、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと
 - ① 発達障がいを含む、障がいのある児童生徒
 - ② 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒
 - ③ 性同一性障がいや性的指向・性自認に係る児童生徒
 - ④ 東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

(9) 重大事案への対処

＜重大事態とは＞

- ① いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ・児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
- ② いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手する。

- ③ 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

＜重大事態の報告＞

県教委を通じて知事へ事態発生について報告する。

＜調査の趣旨及び調査主体＞

- ① 調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでない。本校と県教委が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。
- ② 本校から重大事態の発生について県教委に報告を行った場合は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについては、県教委が判断する。
- ③ 本校が調査主体となる場合、県教委から必要な指導、人的措置も含めた適切な支援を受けることができる。

＜調査を行う組織＞

重大事案の調査は、本校の「いじめ防止対策委員会」に適切な専門家を加えて設置した組織、又は、県教委が設置した調査組織において行う。ただし、構成員に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいる場合には、その者を除き、公平性・中立性を確保する。

＜事実関係を明確にするための調査の実施＞

調査の実施に当たっては、重大事態に至る要因となったいじめ行為が

- いつ（いつ頃から）
- 誰から行われ
- どのような態様であったか
- いじめを生んだ背景事情
- 児童生徒の人間関係にどのような問題があったか
- 学校・教職員がどのように対応したか

などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、客観的な事実関係を速やかに調査する。

- ① いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
- いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守ることを最優先とする。
 - いじめた児童生徒に事実関係を確認するとともに指導を行い、いじめ行為を止める。
 - いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、関係機関と適切に連携して、対応に当たる。
- ② 児童生徒の入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合の留意点
- 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について提案

の上、協議し、調査に着手する。

＜調査結果の提供及び報告＞

- ① いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

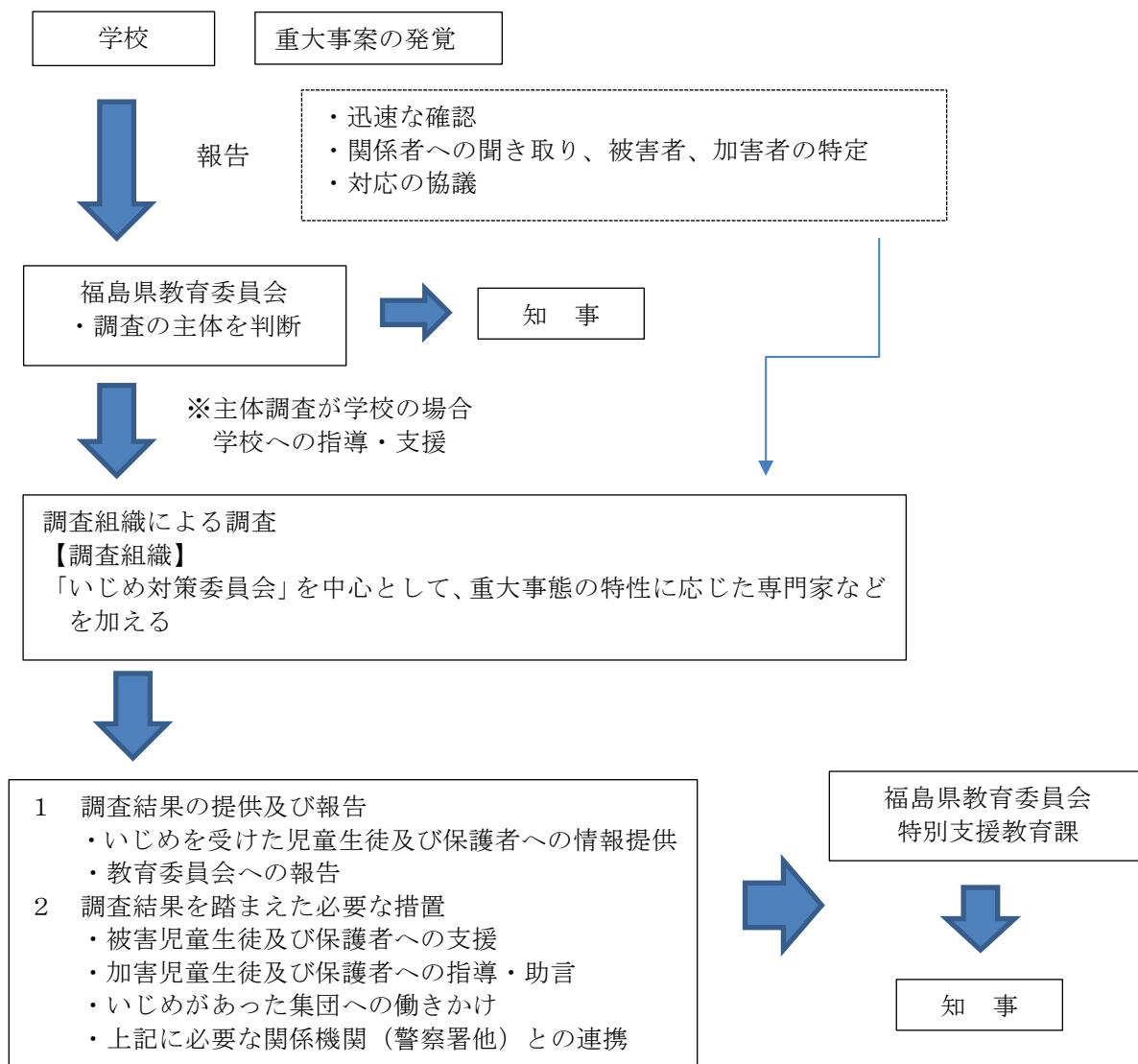
情報の提供に当たっては以下の点に留意する。

- 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
 - 質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。
- ② 調査結果の中の県立学校に係る調査結果は、県教委を通じて知事に報告する。
- 上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて県教委に送付する。

重大事態への対応フロー図

重大事態の発生

- 1 いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める
とき。
- 2 いじめにより児童生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑い
があると認めるとき。
- 3 児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。



年間計画

月	児童生徒指導計画	保護者等・地域への取組	校内研修計画	いじめ防止のための会議等	評価計画
4月	・ゆうゆうタイム(※3)の実施	・保護者等への相談窓口の周知(保護者会) ・いじめのサイン発見シート配布		・第1回いじめ対策委員会開催	・計画の確認
5月	・いじめに関するアンケート(※2)、トークタイム(※4)の実施		・校内研修(※1)		
6月					
7月		・学年、学級懇談等での情報交換	・学部会、職員会議等での周知	・第2回いじめ対策委員会開催	
8月					
9月	・ゆうゆうタイムの実施	・個別懇談での情報交換			
10月					
11月	・いじめに関するアンケート、トークタイムの実施				
12月		・学年、学級懇談等での情報交換	・学部会、職員会議等での周知		
1月	・ゆうゆうタイムの実施			・第3回いじめ対策委員会開催	・年間評価報告(学校評価との関連)
2月		・個別懇談での情報交換			
3月					

※1 本校の基本方針内容や前年度の状況の確認

※2 いじめアンケートは、小学部5・6年類Ⅰ、中学部1～3年類Ⅰ、高等部1～3年類Ⅰで実施する。

※3 ゆうゆうタイム＝高等部では、長期休業明けに、担任・担当以外の教員と生徒が悩み事などの聞き取りを行う。なお、1年生は9月から実施する。

※4 トークタイム＝高等部では、担任・担当の教員と生徒が話しやすい雰囲気を作りながら悩み事などの聞き取りを行う。